

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案要綱

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を進行することができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

### 二 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによること。

- 1 消費者 個人（事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。
- 2 事業者 法人その他の社団又は財団及び事業を行う場合における個人をいう。
- 3 消費者契約 消費者と事業者との間で締結される契約（労働契約を除く。）をいう。

4 共通義務確認の訴え 消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、これらの消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えをいう。

5 対象債権 共通義務確認の訴えの被告とされた事業者に対する金銭の支払請求権であつて、4に規定する義務に係るものをいう。

6 対象消費者 対象債権を有する消費者をいう。

7 簡易確定手続 共通義務確認の訴えに係る訴訟（以下「共通義務確認訴訟」という。）の結果を前提として、この法律の規定による裁判所に対する債権届出に基づき、相手方が認否をし、その認否を争う旨の申出がない場合はその認否により、その認否を争う旨の申出がある場合は裁判所の決定により、対象債権の存否及び内容を確定する裁判手続をいう。

8 異議後の訴訟 簡易確定手続における対象債権の存否及び内容を確定する決定（以下「簡易確定決定」という。）に対して適法な異議の申立てがあつた後の当該請求に係る訴訟をいう。

9 被害回復裁判手続 次に掲げる手続をいう。

(一) 共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続及び異議後の訴訟の手続

(二) 特定適格消費者団体が対象債権に関して取得した債務名義による民事執行の手続（民事執行法（

昭和五十四年法律第四号）第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八条

第一項、第九十条第一項及び第百五十七条第一項の訴えに係る訴訟手続を含む。）及び特定適格消

費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するための仮差押えの手続

（民事保全法（平成元年法律第九十一号）第四十六条において準用する民事執行法第三十三条第一

項、第三十四条第一項及び第三十八条第一項の訴えに係る訴訟手続を含む。）

10 特定適格消費者団体 被害回復裁判手続を進行するのに必要な適格性を有する法人である適格消費

者団体（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。

以下同じ。）として第三の一の1の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

（第二条関係）

一 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例

1 共通義務確認の訴え

(一) 特定適格消費者団体は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であつて、消費者契約に関する次に掲げる請求（これらに附帯する利息、損害賠償、違約金又は費用の請求を含む。）に係るものについて、共通義務確認の訴えを提起することができる。

(1) 契約上の債務の履行の請求

(2) 不当利得に係る請求

(3) 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求

(4) <sup>かし</sup>瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求

(5) 不法行為に基づく損害賠償の請求（民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定によるものに限る。）

(二) 次に掲げる損害については、(一)の(3)から(5)までに掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共

通義務確認の訴えを提起することができないこと。

- ( 1 ) 契約上の債務の不履行、物品、権利その他の消費者契約の目的となるもの（役務を除く。以下( 1 )及び( 2 )において同じ。）の瑕疵又は不法行為により、消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害
- ( 2 ) 消費者契約の目的となるものの提供があるとすればその処分又は使用により得るはずであった利益を喪失したことによる損害
- ( 3 ) 契約上の債務の不履行、消費者契約の目的となる役務の瑕疵又は不法行為により、消費者契約による製造、加工、修理、運搬又は保管に係る物品その他の消費者契約の目的となる役務の対象となったもの以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害
- ( 4 ) 消費者契約の目的となる役務の提供があるとすれば当該役務を利用すること又は当該役務の対象となったものを処分し、若しくは使用することにより得るはずであった利益を喪失したことによる損害
- ( 5 ) 人の生命又は身体を害されたことによる損害
- ( 6 ) 精神上の苦痛を受けたことによる損害

(三) 次に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについては、それぞれに定める者を被告とすること。

(1) (一)から(4)までに掲げる請求 消費者契約の相手方である事業者

(2) (一)の5に掲げる請求 消費者契約の相手方である事業者若しくはその債務の履行をする事業者

又は消費者契約の締結について勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長する事業者

(四) 裁判所は、共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決をしたとしても、事案の性質、当該判決を前提とする簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容その他の事情を考慮して、当該簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができること。(第三条関係)

## 2 訴訟の目的の価額等

訴訟の目的の価額、訴状の記載事項、管轄及び移送、弁論等の必要的併合、補助参加の禁止、確定判決の効力が及ぶ者の範囲、共通義務確認訴訟における和解並びに再審の訴えについて所要の規定を整備すること。

(第四条から第十一条まで関係)

## 二 対象債権の確定手続

### 1 簡易確定手続

#### (一) 通則

簡易確定手続の当事者、管轄等及び審理方式について所要の規定を整備すること。

(第十二条及び第十三条関係)

#### (二) 簡易確定手続の開始

(1) 特定適格消費者団体の簡易確定手続開始の申立義務、申立期間、申立ての方式、費用の予納及び申立ての取下げについて所要の規定を整備すること。

(第十四条から第十八条まで関係)

(2) 裁判所は、簡易確定手続開始の申立てが不適法であると認めるとき等その他所定の場合を除き、簡易確定手続開始の決定(以下「簡易確定手続開始決定」という。)をすることとし、簡易確定

手続開始決定は、対象債権及び対象消費者の範囲を記載した決定書を作成してしなければならないこと。

(第十九条及び第二十条関係)

(3) 裁判所は、簡易確定手続開始決定と同時に、当該簡易確定手続開始決定に係る簡易確定手続開

始の申立てをした特定適格消費者団体（以下「簡易確定手続申立団体」という。）が（四）のイに規定する債権届出をすべき期間（以下「届出期間」という。）及びその債権届出に対して簡易確定手続の相手方（以下単に「相手方」という。）が認否をすべき期間（以下「認否期間」という。）を定めなければならないこと。（第二十一条関係）

（４）簡易確定手続開始の公告等、重複する簡易確定手続開始の申立ての禁止及び届出期間又は認否期間の伸長について所要の規定を整備すること。（第二十二条から第二十四まで関係）

（三）簡易確定手続申立団体による通知及び公告等

（１）簡易確定手続申立団体による通知及び公告等について所要の規定を整備すること。

（第二十五条及び第二十六条関係）

（２）相手方による公表並びに情報開示義務及び情報開示命令等について所要の規定を整備すること。

（第二十七条から第二十九条まで関係）

（四）対象債権の確定

（１）債権届出



ア 簡易確定手続開始決定に係る対象債権については、簡易確定手続申立団体に限り、届け出ることができること。

イ アの規定による届出（以下「債権届出」という。）は、届出期間内に、所定の事項を記載した書面（<sup>(2)</sup>において「届出書」という。）を簡易確定手続開始決定をした裁判所に提出してしなければならないこと。

ウ 簡易確定手続申立団体は、債権届出の時に対象消費者が事業者に対して対象債権に基づく訴えを提起するとすれば民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、アの規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができないこと。

エ 簡易確定手続申立団体は、対象消費者が提起したその有する対象債権に基づく訴訟が裁判所に係属しているときは、アの規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができないこと。  
(第三十条関係)

(2) 簡易確定手続についての対象消費者の授權等

簡易確定手続についての対象消費者の授権、説明義務、簡易確定手続授権契約の締結及び解除、公平誠実義務等、届出書の送達、不適法な債権届出の却下並びに簡易確定手続における和解について所要の規定を整備すること。  
(第三十一条から第三十七条まで関係)

(3) 時効の中断

債権届出があつたときは、時効の中断に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があつたものとみなすこと。  
(第三十八条関係)

(4) 債権届出の内容の変更の制限等

債権届出の内容の変更の制限、債権届出の取下げ及び届出消費者表の作成等について所要の規定を整備すること。  
(第三十九条から第四十一条まで関係)

(5) 届出債権の認否

ア 相手方は、届出期間内に債権届出があつた届出債権(対象債権として裁判所に債権届出があつた債権をいう。以下同じ。)の内容について、認否期間内に、認否をしなければならないこと。  
ト。

イ 認否期間内にアの認否（以下「届出債権の認否」という。）がないときは、相手方において、届出期間内に債権届出があつた届出債権の内容の全部を認めたとみなすこと。

ウ 相手方が、認否期間内に届出債権の内容の全部を認めるときは、当該届出債権の内容は、確定すること。

エ 裁判所書記官は、届出債権の認否の内容を届出消費者表に記載しなければならないこと。

オ ウの規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を有すること。この場合において、債権届出団体（債権届出に係る簡易確定手続申立団体）という。以下同じ。）は、確定した届出債権について、相手方に対し、届出消費者表の記載により強制執行をすることができること。  
（第四十二条関係）

（ 6 ）  
認否を争う旨の申出

ア 債権届出団体は、（ 5 ）のウの規定により届出債権の内容が確定したときを除き、届出債権の認

否に対し、認否期間の末日から一月の不変期間内に、裁判所に届出債権の認否を争う旨の申出（以下単に「認否を争う旨の申出」という。）をすることができること。

イ 裁判所は、認否を争う旨の申出が不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならず、その決定に対しては、即時抗告をすることができること。

ウ 裁判所書記官は、認否を争う旨の申出の有無を届出消費者表に記載しなければならぬこと。

(第四十三条関係)

(7) 簡易確定決定等

簡易確定決定、証拠調べの制限及び異議の申立て等について所要の規定を整備すること。

(第四十四条から第四十六条まで関係)

(8) 認否を争う旨の申出がないときの届出債権の確定等

ア 適法な認否を争う旨の申出がないときは、届出債権の内容は、届出債権の認否の内容により確定すること。

イ アの規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を有すること。この場合において、債権届出団体は、確定した届出債権について、相手方に対し、届出消費者表の記載により強制執行をすることができること。

(第四十七条関係)

(五) 費用の負担

簡易確定手続の費用の負担について所要の規定を整備すること。

(第四十八条及び第四十九条関係)

(六) 補則

(1) 民事訴訟法の準用

特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法の所要の規定を準用すること。

(第五十条関係)

(2) 送達の特例

送達の特例について所要の規定を整備すること。

(第五十一条関係)

2 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例

(一) 訴え提起の擬制等について所要の規定を整備すること。

(第五十二条関係)

(二) 異議後の訴訟についての届出消費者の授權、訴えの変更の制限等及び異議後の判決について所要の規定を整備すること。

(第五十三条から第五十五条まで関係)

### 三 特定適格消費者団体のする仮差押え

特定適格消費者団体のする仮差押え、管轄、保全取消しに関する本案の特例及び仮差押えをした特定適格消費者団体の義務について所要の規定を整備すること。（第五十六条から第五十九条まで関係）

### 四 補則

訴訟代理権の不消滅、手続の中断及び受継、関連する請求に係る訴訟手続の中止、共通義務確認訴訟の判決が再審によって取り消された場合の取扱い並びに最高裁判所規則への委任について所要の規定を整備すること。（第六十条から第六十四条まで関係）

### 第三 特定適格消費者団体

#### 一 特定適格消費者団体の認定等

##### 1 特定適格消費者団体の認定

(一) 適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定（以下「特定認定」という。）を受けた場合に限り、被害回復関係業務を行うことができること。

(二) (一)に規定する「被害回復関係業務」とは、被害回復裁判手続に関する業務その他所定の業務をい

うこと。

(三) 特定認定を受けようとする適格消費者団体は、内閣総理大臣に特定認定の申請をしなければなら  
ないこととし、内閣総理大臣は、当該申請をした適格消費者団体が次に掲げる要件の全てに適合し  
ているときに限り、特定認定をすることができること。

(1) 差止請求関係業務（消費者契約法第十三条第一項に規定する差止請求関係業務をいう。）を相  
当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。

(2) (二)に規定する被害回復関係業務（以下単に「被害回復関係業務」という。）の実施に係る組織、  
被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持  
の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の被害回復関係  
業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

(3) その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。

ア 被害回復関係業務の執行を決定する機関として理事をもって構成する理事会が置かれており、  
かつ、定款で定めるその決定の方法が当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合

以上の多数決により行われるものとされていること及び共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと。

イ 理事のうち一人以上が弁護士であること。

(4) 共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復裁判手続についての検討を行う部門において消費者契約法第十三条第三項第五号イ及びロに掲げる者が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他被害回復関係業務を遂行するための人的体制に照らして、被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。

(5) 被害回復関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。

(6) 被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが消費者の利益の擁護の見地から不当なものではないこと。

(7) 被害回復関係業務以外の業務を行うことによつて被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼ



すおそれがないこと。

- (四) (三)の2の業務規程には、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報

の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならないこと。

- (五) 次のいずれかに該当する適格消費者団体は、特定認定を受けることができないこと。

- (1) この法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの等に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの

- (2) 所定の事由により特定認定を取り消され、その取消の日から三年を経過しないもの

- (3) 役員のうち所定の要件に該当する者のあるもの  
(第六十五条関係)

## 2 特定認定の申請等

特定認定の申請、特定認定の申請に関する公告及び縦覧、特定認定の公示等、特定認定の有効期間等、変更の届出、合併の届出及び認可等、事業の譲渡の届出及び認可等、業務廃止の届出並びに特定

認定の失効について所要の規定を整備すること。

(第六十六条から第七十四条まで関係)

## 二 被害回復関係業務等

特定適格消費者団体の責務、報酬、弁護士に追行させる義務、他の特定適格消費者団体への通知等、個人情報情報の取扱い、秘密保持義務、氏名等の明示、情報の提供、財産上の利益の受領の禁止等及び区分經理について所要の規定を整備すること。

(第七十五条から第八十四条まで関係)

## 三 監督

特定適格消費者団体への適合命令及び改善命令、特定認定の取消し等並びに手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定等について所要の規定を整備すること。

(第八十五条から第八十七条まで関係)

## 四 補則

消費者契約法の特例、官公庁等への協力依頼、判決等に関する情報の公表、特定適格消費者団体への協力等及び権限の委任について所要の規定を整備すること。

(第八十八条から第九十二条まで関係)

## 第四 罰則

所要の罰則を設けること。

(第九十三条から第九十九条まで関係)

## 第五 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 この法律は、この法律の施行前に締結された消費者契約に関する請求(第二の一の1の1の5に掲げる請求については、この法律の施行前に行われた加害行為に係る請求)に係る金銭の支払義務には、適用しないこと。

(附則第二条関係)

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第三条関係)

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則第四条から第七条まで関係)